

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和4年5月6日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和4年7月19日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
山形県監査委員 星 川 純 一  
山形県監査委員 松 田 義 彦  
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
山形養護学校	前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないもの	住居手当の認定に際しては、賃貸借契約書の特記事項も含め、契約内容を事務室全体で確認するよう徹底する。 また、給与事務に係る引継書に上記内容を明記し、担当職員の異動があっても適正執行が確保されるよう改める。